

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年6月17日(2021.6.17)

【公開番号】特開2020-54852(P2020-54852A)

【公開日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-014

【出願番号】特願2019-234177(P2019-234177)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 4 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月27日(2021.4.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

扉枠と、

該扉枠の後に位置する本体枠と、

該本体枠の上方に設けられると共に該本体枠の側方に設けられた払出装置に遊技球を供給する球タンクと、

該球タンクに連通して該球タンク内の遊技球を前記払出装置に向けて流出させるタンクレールと、

該タンクレールに開設された異物排出可能な複数の落下口と、を備えてなる遊技機において、

前記タンクレールは、

底を形成する通路底壁と、

前記扉枠に近い側を前、反対側を後としたとき、前記通路底壁の前側に設けられた樋前壁と、

前記通路底壁の後側に設けられた樋後壁と、を備えており、

前記タンクレール内に入り込んだ異物が移動し易いように前記通路底壁と前記樋前壁との隅を内アール形状の弧状部にすると共に、前記異物が移動し難いように前記通路底壁と前記樋後壁との隅を谷折り形状の角部とし、

さらに前記複数の落下口の少なくとも一部を前記通路底壁と前記樋後壁との隅である前記谷折り形状の前記角部側に配置し、

さらに、前記タンクレールは流路が屈曲した屈曲部を有しており、該屈曲部に前記落下口を設けた

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記の目的を達成するため本発明は、請求項1に記載したように、

扉枠と、

該扉枠の後に位置する本体枠と、

該本体枠の上方に設けられると共に該本体枠の側方に設けられた払出装置に遊技球を供給する球タンクと、

該球タンクに連通して該球タンク内の遊技球を前記払出装置に向けて流出させるタンクレールと、

該タンクレールに開設された異物排出可能な複数の落下口と、を備えてなる遊技機において、

前記タンクレールは、

底を形成する通路底壁と、

前記扉枠に近い側を前、反対側を後としたとき、前記通路底壁の前側に設けられた樋前壁と、

前記通路底壁の後側に設けられた樋後壁と、を備えており、

前記タンクレール内に入り込んだ異物が移動し易いように前記通路底壁と前記樋前壁との隅を内アール形状の弧状部にすると共に、前記異物が移動し難いように前記通路底壁と前記樋後壁との隅を谷折り形状の角部とし、

さらに前記複数の落下口の少なくとも一部を前記通路底壁と前記樋後壁との隅である前記谷折り形状の前記角部側に配置し、

さらに、前記タンクレールは流路が屈曲した屈曲部を有しており、該屈曲部に前記落下口を設けた

ことを特徴とする。

なお、上記において「本体枠の上方に設けられた球タンク」には、球タンクが本体枠の後面の上方に取り付けられている場合と、本体枠の上面に取り付けられている場合と、その両者に跨るように取り付けられている場合の何れもが含まれ、同様に「本体枠の側方に設けられた払出装置」には、払出装置が本体枠の後面の側方に取り付けられている場合と、本体枠の側面に取り付けられている場合と、その両者に跨るように取り付けられている場合の何れもが含まれる。

また、球タンクと払出球通路部は、一体であっても別体であってもよい。